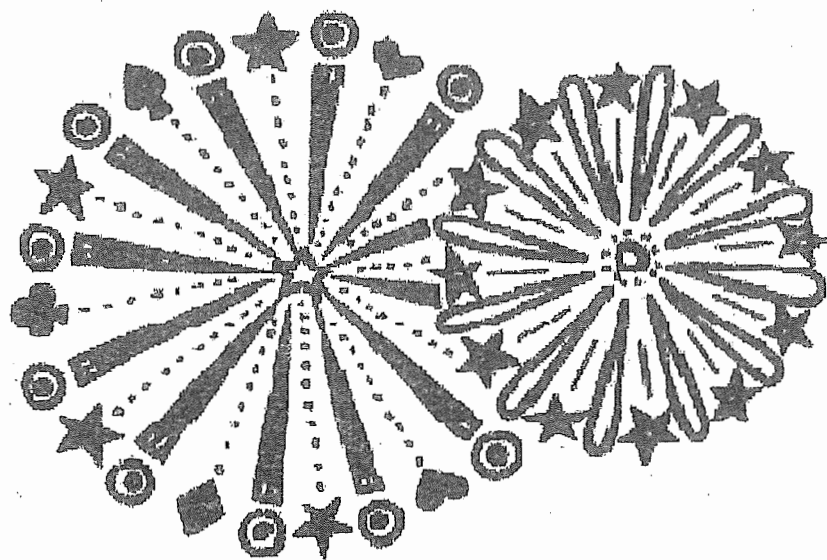


かながわ市民オンブズマン

広報誌 第4号



第4号・目次

- 7月度役員会議事録・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (1)
- 「第四回市民オンブズマン全国大会」に参加して・・・・・・ (2)
- 全国からの400人、博多で燃えた！・・・・・・・・・・・・ (4)
- 議会透明度調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (6)
- 8・9月度スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (11)

「かながわ市民オンブズマン」インターネット・ホームページ

URL ; <http://www.hamakko.or.jp/~dcj03216>

H. 9. 8. 12. 発行

役員会議事録

記録：高橋由紀子

日時：1997年7月11日（金） 6:30pm～

場所：かながわ県民活動サポートセンター

議事内容

1. 横浜市への要望書について（責任者：森田）

4月24日に横浜市長宛てに閲覧手数料の無料化を求める要望書を提出したところ、6月4日付けで横浜市公文書公開審査会に諮問しているとの回答を得た。この回答を受けて、再度要望書を提出する。

【要望内容】

- (1) 利用者の意見を十分に聞くこと。手続きを明らかにすること。
- (2) 答申を速やかにまとめること。
- (3) 答申を待たずに改善の努力をすること。

2. 議会透明度調査について（責任者：本間）

神奈川県および県内市町村の調査結果のまとめ作業が終了したので公表し、7月14日に記者会見を行う。調査結果に、議会の透明度をさらに高めることを求めた要望書を添付して、調査対象となった各議会事務局に送付する。

3. 水道メーター談合問題について（責任者：益子）

神奈川県、横浜市、川崎市とも意見陳述終了。ちょうど決定が出たところで、3件とも棄却。

- ・神奈川県：業者に聞き取りをしたところ、業者がやっていないと言っているのだからやっていないという結論を出している。3件のうち最もひどい。
- ・横浜市：談合をしているという確証が得られなかった、賠償額の立証が困難であるなど、内容は県に近いが、水道局長に調査を要望すると述べるなど、県より少しは良い。
- ・川崎市：損害賠償額について一致を見なかった、時期尚早であるなど、結論が出なかった模様。3つの内では最も良い。

これからの動きとしては、3件すべてについて住民訴訟を起こす予定。資料として提出するために、各地で水道メーターの値の動きを調べて下さい。

4. 議員の海外出張について（責任者：篠原）

とりまとめ作業を終了し、コメントを付けて全国連絡会に提出した。（観光目的としか思えない内容が多い、政務調査費が支給されているのだからその上さらに公費を支出するのはおかしい等）川崎市と神奈川県の視察報告書、見積書・請求書・領収書等を公開請求中であり、公開されたものを細かく分析する予定。

5. 今後の課題

土地開発公社の情報の公開請求について今後取り組む予定。土地開発公社は市が100%出資した土地を先行取得するための組織。行政と実質一体でありながら情報を公開せず、問題も多い。

6. 会員名簿の扱いについて

名簿に名前がのることを拒否した会員が少なくなかったため、会員に名簿を配布することとはやめて、好評に同意した会員のみの名簿を作り、事務局での閲覧のみとする。

7. 弁護士による相談会について

今までに事務局に寄せられた相談を対象とする。8月2日（土）午後。於開港記念会館。

8. 各地の活動状況

◎かわさき市民オンブズマン8月30日に発足。

◎横浜メンバーの集いを6月26日サポートセンターで開催した。

◎海老名は5月11日に設立総会を行った。第一土曜日が定例会。

9. 選挙・議員活動とオンブズマンについて

選挙運動の中でオンブズマンとして活動していることを強調することは、オンブズマンの非党派性を疑わせることになり得る。ルールづくりに向けて議論することとなった。

以上

●「第四回市民オンブズマン全国大会」に参加して

山口 敬三郎

1、はじめに

7月21、22日の両日、福岡市で行なわれた「第四回市民オンブズマン全国大会」に参加致しました。参加者は全国40都道府県から約400名でした。大会は4つの分科会（第1. 楽しく勝とう情報公開訴訟、第2. 談合と入札制度を考える、第3. いいかげんにしんしゃい不正支出、第4. おっしょい市民オンブズマン）に別れて熱意あふれる討議が行なわれました。「かながわ市民オンブズマン」からは4名が参加し別々の分科会に出席しました。

2、第1分科会（情報公開訴訟）報告

私は、第1分科会に出席しました。以下第1分科会の内容について簡単に報告致します。

①市民オンブズマン佐賀

93年度の県の財政課等の食料費について情報公開請求を行なったところ、公務員の氏名などを塗り潰して開示しました。このような県の部分開示決定に対する異議申し立てについて県の公文書開示審査会は「公務員は相手方も含め肩書、役職名を原則開示すべき」との答申を出しました。これに対して県側は本年2月3日に条例の一部改正を表明しましたが、改正条例案が開示の対象を4月1日施行後の公文書に限定していた。このため施行前の公文書は現行条例の「特定個人が識別される情報は開示しない」との規定を適用すると県は見解を表明しました。このような県の見解に対して、審査会は異議を唱える要請書を提出するという異例の対応をしています。市民オンブズマン佐賀は、3月19日に県公文書の非開示処分の取り消しを求めて訴訟しました。

②市民オンブズマン高知

高知県でも、県が食料費関連の公文書を開示する際に、宴会に出席した県議会議員の名前などを黒塗りにしたのは県情報公開条例違反であるとして、6月6日、黒塗り処分の取り消しを求める訴えを高知地裁に起こしました。県の総務部長は「食料費の相手方は去年の8月より全面公開している。それ以前の方は、公開について相手方の了解を得ておらず、信頼関係を考慮して非公開とした。」と述べています。

③福島市民オンブズマン

平成8年12月3日、県内9の建設事務所の旅費支出に関する書類の開示請求を行なったところ、県は「旅行者の氏名、職業、印影、給料表の級号給、職員番号、住所の部分」を非開示致しました。平成9年1月27日、開示拒否処分の取り消しを求めて提訴しました。

④新潟市民オンブズマン

新潟県東京事務所が行なった官官接待などの相手名と県が全庁調査でカラ出張などと判断した根拠となる公文書を非開示としました。県、監査委員事務局、地労委は、「個人が識別されると、個人的不利益を及ぼす恐れがある。」が非開示の理由でした。オンブズマンは、「公費による懇談会や贈答は、公務または公務に準ずるもので個人

情報には該当しない。そして、“条例に個人的不利益の恐れ”を非開示の理由とする条項はない。」との理由から、非開示処分は違法だとして、3月18日、平山県知事、笠原代表監査委員、平沢地労委会長を相手取り、公文書非開示処分の取り消しを求める訴えを新潟地裁へ提起しました。

⑤市民オンブズマン福岡

福岡では、平成6年度における監査事務局の旅費支出に関する出勤簿の開示を求めたところ平成8年2月23日に公文書非開示決定通知を受けました。非開示の理由は「個人に関する情報が記載されており、特定の個人が識別され、又は識別されうるため。」でした。これに対して公文書非開示処分取り消しを求める訴えを福岡地裁に起こしました。

⑥名古屋市民オンブズマン

愛知県の万博誘致室の懇談会費に関する情報公開請求に対して3月26日に部分公開が行なわれました。しかし、懇談会の参加者・会場・目的などを非公開としていました。そこで、4月8日に参加者等の非公開決定処分を不服として、その取り消しを求める訴訟を提起しました。

⑦訴訟支援ネットワークの提案

第1分科会は、以下の情報公開請求訴訟支援ネットワークの提案を行ないました。「・・・私たちは情報公開制度を積極的に活用するだけでなく、おかしな非公開決定に対しては迅速な裁判でさっさと決着を着けると言う手順を日常化しましょう。お金をかけずに楽しくやって短期間で訴訟に勝つ、というパターンを定着させることができれば、全国の自治体の情報公開のレベルは一気に高まるはずです。不服審査が正常に機能している自治体はこれも大いに活用しましょう。そのために、情報公開弁護団ネットワークの結成を提案します。活動内容として、手始めに、①情報公開訴訟等に関する情報（特に最新判例）の集積、②メンバーへの情報提供、③助言、相互の意見交換、研究会、④代理人としての協力など。」この提案は、全体会議で承認されました。

3、おわりに

全国各地で多くの情報公開訴訟が提起されています。これは、地方自治体が自らに都合の悪い情報は市民に公開したくないとの意識が強く働いているからではないでしょうか。しかし、その原因は今まで我々市民が行政の活動に対して無関心であったためだと思います。市民が地方自治体に税金を収めるのは、地方自治体から行政サービスの提供を受けるためです。市民は、税金が適切に行政サービス目的に使われているか否かをチェックする権利を有しています。監査委員が全ての事項について十分な監査を実施することは不可能であるし、又、一部の監査委員事務局で水増し出張の疑惑がもたされている状況において監査委員に対して全幅の信頼を寄せることは出来にくいでしょう。市民は自ら情報公開条例により情報を得て支出の事実確認を地道に続けていくことが必要ですが、情報隠しに対しては今後も情報公開訴訟で対抗していくことが再確認されました。

●全国からの400人、博多で燃えた！

生田典子

《はじめに》

「市民オンブズマンの活動は『民主主義の教室』というタイトルを掲げて第4回市民オンブズマン全国大会が福岡市で開かれました。つゆ明けの博多はムツとするような暑さです。それを更に暑くしたのが全国から集まった約400人の人々が持ち込んだ熱気でした。会場となった「アクロス福岡」は新しいビルで、冷房もしっかり効いているのですが、何しろ全体集会を行なった会場は人で溢れ、かなりの人が補助席に座らなければなりませんでした。沢山の書類が準備されていましたが、机のない補助席の人々はかなり大変だったに違いありません。幸い、私たち神奈川グループは「椅子取りゲーム」に勝ち抜いて二日間とも中央のいい場所で会議に参加できました。

《会議のプログラム》

全体集会は、午後1時から開会挨拶、歓迎挨拶、基調報告、97年テーマ報告、各地からの報告が行なわれ、4時から四つのグループに分かれての分科会です。私たちは丁度4人でしたので、それぞれの分科会に一人ずつ参加することができました。

①「たのしく勝とう、情報公開訴訟」（山口）、②「談合と入札制度を考える」（大川）、③「いいかげんにしんしゃい！不正支出」（生田）、④「おっしょい！市民オンブズマン」（本間）です。

今回のメインテーマは「談合、議会の情報公開、議員の海外研修旅行」でした。なにしろ、各地から燃える思いを持って駆けつけた人ばかりです。全体会でも分科会でも、話はテーマ以外の問題にまで脱線することしきりでした。どの地域も情報公開条例を使って、監査請求をだし、行政による税金のムダづかいをチェックしています。地域によっては、情報公開条例がないために、日々孤軍奮闘している所あり、また条例はあっても、巧みな行政のやり方のために、十分な資料が得られない所と、各地の苦労話も生々しく具体的です。「一位不動」の言葉が飛びかった公共工事の談合問題は、やはりこの会のメインでした。

分科会の報告は、他の方に譲ることにして、私は、「議員の海外視察旅行」に関して報告することにいたします。

《議員の海外視察旅行》

全国一斉に行なわれたアンケート調査に回答をしてきたのは、12県、4政令指定市で、後は「回答拒否」或いは「ナシのつぶて」という状態でした。結果報告をした奈良のオンブズマンは「官官接待などと異なり、議員の海外視察の実施を一律に否定することは出来ない」としながらも、その実態のお粗末であること、議員の意識の低さにはあきれ返っていました。例えば、11,756,003円（7名、17日）も使って南極へ行政視察に行った群馬県、12日間の北米旅行で「アトランタのオリンピックゲー

ム」を観戦してきたという広島県、96年の秋、12泊13日のアメリカ旅行の一人当たり旅費が約180万円であったという新潟県など、次々と議員の「視察旅行」と銘打った「観光旅行」の実態が明らかにされました。その度に会場は、何とも言えない、やりきれなさを含む爆笑がおこりました。神奈川の場合は、横浜市議の14日間一人当たりの旅費が130万円というのがダントツで、しかも帰りにホノルルに寄ってくるという日程に私たちはあきれていたのですが、全国レベルでは、「まだまだ上があるもののう！」と妙な関心をしてしまいました。報告によれば、どの県も市町村も似たり寄ったりの海外視察旅行ですが、では、どんな視察旅行ならば許容できるかという評価基準と今後は是非ともチェックポイントにして欲しい基準（④以下）を奈良のオンブズマンは次のように述べています。

- ①議員の職責に照らしてふさわしいものか。職務を遂行するのに必要性が認められるか。
- ②財政が困難な状況にある現在、財政的観点からみても必要性が高いと認められるか。
- ③視察旅行の目的ははっきりしているか。例えば、特定の条例の議決という具体的関連性があるか。
- ④上記の目的の関連性を住民など第三者が客観的に判断できる旅行の企画書の作成をすること。
- ⑤企画書は旅行の目的と訪問先の関係がわかるように、その訪問先を選定した理由を詳しく記載すること。
- ⑥訪問先での調査活動などの計画を視察目的に照らして議員自らが立案すること。
- ⑦そのために、事前に訪問先との連絡や情報の収集などの事前準備を周到に行ない、それら事前準備の内容も文書で報告すること。

以上の基準によって判断すれば、現在のところ^{ホント}すべての議員の視察旅行は落第と言えます。神奈川の場合も今後行なわれる議員の「視察旅行」が、この基準に基づいているかどうか、私たちは監視したいと思います。

《おわりに》

最後の日の全体会では、分科会のまとめと報告、諸提案・呼びかけの後、この大会の宣言をしました。宣言文の確認事項の中で、私たちは議員に対しても厳しい注文をつけました。曰く「地方議会は、情報公開の実施機関でないことを楯として、いささかの情報公開にも応ぜず、改革意欲は自治体首長にも遠く及ばない。とりわけ、都道府県議会は公費で行なう海外旅行の実態すら明かそうとせず、民主主義のイロハさえ理解しない不明朗体質の下では、自治体監視の役割はとうてい望みえない」と。

あっという間の二日間でしたが、これだけの人々が自主的に集まって、熱っぽく語り合った中身は、夫々が地域に帰ってから実践に移されることを確信します。それほど燃えた全国大会でした。

以上

● 議会透明度調査結果

平成9年4月神奈川県下の37市町村と県の議会事務局にたいし「かながわ市民オンブズマン」代表幹事名にて透明度調査を行なう質問状を送りその返答をもとに、その結果が発表されました。その内容は以下の通りです。

《質問事項》

- 1、委員会の公開生（傍聴許可制度の内容等）について、例規ではどのように規定しているか
- 2、委員会傍聴制度の運用実態はどうなっているか（委員会によって取り扱いが違う場合は、委員会名を特定して違いの内容を明らかにする）
 - 2-(1) 住民が実際に委員会を傍聴することができるかどうか
 - Ⓐ傍聴が許可された前例がない
 - Ⓑ許可された前例はあるがいくつかの前提条件がある（Sub. Q. その条件は）
 - Ⓒ原則として傍聴は許されている
 - 2-(2) 委員会の審議日程は、どの程度公表されているか
 - Ⓐ一般には公表されていない
 - Ⓑ開催日時だけは公表
 - Ⓒ予定審議事項も求められれば説明する
 - 2-(3) 傍聴席の数（一般住民向けと報道関係者向け）
 - 2-(4) 傍聴許可の手続き（どういう書式を、どこへ提出するのか）
 - 2-(5) 委員に配布される審議資料を、傍聴者も同時に見ることができるか
- 3、委員会会議録の作り方とその公開性について、
 - 3-(1) 作り方はつぎのいずれか
 - Ⓐ要点記録で発言者名は書かない
 - Ⓑ要点記録だが発言者名も記入する
 - Ⓒ速記録をつくる
 - 3-(2) 委員会会議録を住民が閲覧することができるか
 - Ⓐ住民は閲覧を請求することはできない（Sub. Q. 所属委員以外の議員には交付するのか。また議員が第三者に見せることにつきなんらかの制約があるか？）
 - Ⓑ請求すれば場合によって閲覧することが許される（Sub. Q. 許されるのはどのような場合か？）
 - Ⓒ会議録は自由に閲覧できる
 - 3-(3) 会議録を謄写することはできるか
 - Ⓐ謄写は許されない
 - Ⓑ自由に謄写することができる（Sub. Q. その費用は？）
 - 3-(4) 委員会の審議資料として委員に配布された資料と同じものを委員会終了後に閲覧・謄写できるか
 - Ⓐ閲覧・謄写できない（Sub. Q. 情報公開条例に基づく公開請求によれば閲覧・謄写できるのか）
 - Ⓑ情報公開条例とは関係なしに閲覧・謄写できるが会議録本体とは別に管理されている
 - Ⓒ会議録本体とあわせて自由に閲覧できる
- 4、上記2および3の事項について、現状を改めることを検討する作業は予定されているか。予定されているとすればどういう機関（名称と構成）が、どの項目についての検討する予定で、いつごろを目途に検討結果を発表するよていか。 以上

対 照 \ 質問事項	1	2 - (1)	2 - (2)	2 - (3)
神 奈 川 県	条例-規則	特別=C 常任=B	C	一般=6 報道=8
横 浜 市	条例-規則	A	A	報道=6
川 崎 市	条例-規則	C	C	あるが席未定
横 須 賀 市	条例-要領	C	C	一般=8 報道=6
鎌 倉 市	条例-規則	B・C	C	一般・報道=15~30
逗 子 市	条例-規則	C	C	一般=8 報道=8
三 浦 市	条例-規則	C	A	一般=6 報道=3
平 塚 市	条例-規則	C	B・C	一般・報道=9
藤 沢 市	条例-規則	C	A	一般=25 報道=6
茅 ヶ 崎 市	条例-規則	C	B	一般・報道=22
秦 野 市	条例-規則	C	B・C	一般・報道=8
伊 勢 原 市	条例-規則	C	A	一般=2
小 田 原 市	条例-規則	C	B・C	一般・報道=10
南 足 柄 市	条例-規則	C	C	一般・報道=10
相 模 原 市	条例-規則	C	B・C	一般・報道=10~30
厚 木 市	条例-規則	C	B	一般=8
大 和 市	条例-規則	C	C	一般・報道=10
海 老 名 市	条例-規則	C	B	一般・報道=10
座 間 市	条例-規則	C	B	一般=8
綾 瀬 市	条例-規則	C	B・C	一般・報道=15
葉 山 町	条例-規則	C	C	一般・報道=6
寒 川 町	条例-規則	B	B・C	一般・報道=10
大 磯 町	条例-規則	C	A・C	一般・報道=30
二 宮 町	条例-規則	B・C	A・C	一般・報道=6
箱 根 町	条例-規則	A・B	A	
真 鶴 町	条例-規則	A	A	
湯 河 原 町	条例-規則	A	B	0
中 井 町	条例-規則	A	A	0
大 井 町	条例-規則	C	A	一般・報道=10
松 田 町	条例-規則	C	A・C	一般・報道=30~40
山 北 町	条例-規則	C	B	一般・報道=5
開 成 町	条例-規則	C	B	一般・報道=5
愛 川 町	条例-規則	B	A	0
城 山 町	条例-規則	C	C	一般・報道=5
津 久 井 町	条例-規則	C	A	一般・報道=20
相 模 湖 町	条例-規則	C	A	0
藤 野 町	条例-規則	C	A・C	一般・報道=20
清 川 村	条例-規則	C	A	0

*上記2-(3)の数字未記入及び0は傍聴希望者無しも含む。

対 照 \ 質問事項	2 - (4)	2 - (5)	3 - (1)	3 - (2)	3 - (3)
神奈川 県	書式有・住所・氏名	×	A	D	D 1枚=30円
横 浜 市	書式無・住所・氏名	×	B	A	A
川 崎 市	書式有・住所・氏名	×	B	D	D 1枚=30円
横 須 賀 市	書式有・住所・氏名	○	B	C	B 1枚=20円
鎌 倉 市	書式無・当日申出	×	B	D	D 1枚=20円
逗 子 市	受付簿・住所・氏名・年令	○	B	C	B 1枚=20円
三 浦 市	書式有・住所・氏名	×	B	A	A
平 塚 市	書式無・住所・氏名	×	C	D	D 1枚=10円
藤 沢 市	受付簿・住所・氏名	×	C	C	B 1枚=20円
茅 ヶ 崎 市	受付簿・住所・氏名	×	B	D	D 1枚=10円
秦 野 市	受付簿・住所・氏名	×	C	D	D 1枚=30円
伊 勢 原 市	受付簿・住所・氏名・年令・職業	×	B	D	D 1枚=30円
小 田 原 市	受付簿・住所・氏名・年令・職業	×	B	D	D 1枚=10円
南 足 柄 市	書式無・住所・氏名	×	B	A	A
相 模 原 市	受付簿・住所・氏名・年令・職業	×	B	D	D 1枚=10円
厚 木 市	書式有・	×	C	D	D 1枚=10円
大 和 市	受付簿・住所・氏名	○	B	D	D 1枚=30円
海 老 名 市	受付簿・住所・氏名	×	B	D	D 1枚=10円
座 間 市	受付簿・	×	B	D	D 1枚=20円
綾 瀬 市	受付簿・住所・氏名	×	C	D	D 1枚=20円
葉 山 町	受付簿・住所・氏名	×	C	C	A
寒 川 町	住所・氏名	×	C	B	議長・委員長認可
大 磯 町	受付簿・	×	C	A	A
二 宮 町	記録簿・	×	B	B 委員長判断	A
箱 根 町	無	×	B	A	A
真 鶴 町	無	×	B	A	A
湯 河 原 町	委員長認可制	×	B	B	A
中 井 町	委員長認可制	×	A	A	A
大 井 町	受付簿・	×	B	B 前例無	前例無
松 田 町	書式無・委員長に口頭申出	×	B	前例無	前例無
山 北 町	委員長認可制	×	A	議事録無	A
開 成 町	委員長認可制	×	B	A	A
愛 川 町	書式無・委員長に口頭申出	×	C	A	A
城 山 町	受付簿・住所・氏名	×	C	D	D
津 久 井 町	受付簿・氏名	×	C	D	D
相 模 湖 町	受付簿・住所・氏名・年令	×	B	D 前例無	D
藤 野 町	受付簿・住所・氏名	×	A	C	A
清 川 村	書式無・	×	A	B 委員長判断	A

* 上記 3 - (2) 3 - (3) 欄のDの記載は情報公開条例に基づく公開請求による。

対 照 \ 質 問 事 項	3 - (4)	4
神 奈 川 県	D	有
横 浜 市	A	有
川 崎 市	D	無
横 須 賀 市	C	無
鎌 倉 市	D	無
逗 子 市	C	無
三 浦 市	A	無
平 塚 市	D	無
藤 沢 市	D	無
茅 ヶ 崎 市	D	無
秦 野 市	D	無
伊 勢 原 市	D 審議資料陳情書のみ	無
小 田 原 市	A	無
南 足 柄 市	A	有
相 模 原 市	D	無
厚 木 市	D	無
大 和 市	D	無
海 老 名 市	D	無
座 間 市	D	無
綾 瀬 市	D 前例無	無
葉 山 町	C	無
寒 川 町	議長・委員長認可制	無
大 磯 町	A	無
二 宮 町	B 委員長判断	無
箱 根 町	A	無
真 鶴 町	A	無
湯 河 原 町	A	無
中 井 町	A	無
大 井 町	前例無 委員長判断	無
松 田 町	前例無 委員長判断	無
山 北 町	A	無
開 成 町	A	無
愛 川 町	A	無
城 山 町	D	無
津 久 井 町	D	無
相 模 湖 町	D	無
藤 野 町	A	無
清 川 村	A	無

* 上記 3 - (4) 欄の D の記載は情報公開条例に基づく公開請求による。

結果報告 『県・市』

事 項	合 格	中 間	落 第
1) 傍聴できる	川崎市・横須賀市・逗子市 三浦市・平塚市・藤沢市 茅ヶ崎市・秦野市・伊勢原市 小田原市・南足柄市・厚木市 相模原市・大和市・海老名市 座間市・綾瀬市・	県・鎌倉市	横浜市
2) 求めれば予定審議 事項を教えてくれ る	県・川崎市・横須賀市 鎌倉市・逗子市・平塚市 秦野市・小田原市・南足柄市 相模原市・大和市・綾瀬市	茅ヶ崎市・厚木市・海老名市 座間市	横浜市・三浦市・藤沢市 伊勢原市
3) その場で審議資料 をえられる	横須賀・逗子・大和市		県・横浜市・川崎市 鎌倉市・三浦市・平塚市 藤沢市・茅ヶ崎市・秦野市 伊勢原市・小田原市・厚木市 南足柄市・相模原市・座間市 海老名市・綾瀬市
4) 会議は速記録をつ くる	平塚市・藤沢市・秦野市 厚木市・綾瀬市	横浜市・川崎市・横須賀市 鎌倉市・逗子市・三浦市 茅ヶ崎市・伊勢原市・大和市 小田原市・南足柄市・座間市 相模原市・海老名市	県
5) 会議録は自由に閲 覧できる	横須賀市・逗子市・藤沢市	県・川崎市・鎌倉市・平塚市 茅ヶ崎市・伊勢原市・秦野市 小田原市・南足柄市・大和市 相模原市・厚木市・海老名市 座間市・綾瀬市	横浜市・三浦市
6) 審議資料の事後閲 覧	横須賀市・逗子市	県・川崎市・鎌倉市・平塚市 藤沢市・茅ヶ崎市・秦野市 伊勢原市・相模原市・厚木市 大和市・海老名市・座間市 綾瀬市	横浜市・三浦市・小田原市 南足柄市

* 公文書公開条例が施行されていない市 三浦市（平成10年4月に実施予定）南足柄市（平成9年10月実施予定）

『町・村』

町によっては本会議中心主義の運用をしていること、傍聴希望そのものの前例がないこと等、一般的コメントはさけない。

公文書公開条例を制定している町＝城山町

公文書公開条例を予定している町＝津久井湖町・相模湖町（平成9年6月予定）湯河原町（平成10年10月施行目標）

● 8 月 ・ 9 月 スケジュールのお知らせ

★「かながわ市民オンブズマン」主催、弁護士市民相談会

日 時： 8月2日（土）13時～16時

場 所： 横浜開港記念会館

★水道メーター談合訴訟提訴日

日 時： 8月7日（木）10時30分 横浜地裁へ提訴

記者会見： 11時30分より（司法記者クラブにて）

集 合： 当日傍聴参加者は 10時までに、弁護士会館1階ロビー集合
（弁護士会館：横浜開港記念会館の向かい角）

★4号＝広報誌発行作業日（ボランティア手伝い歓迎）

日 時： 8月12日（火）13時～16時

場 所： 関内大川法律事務所

★川崎市民オンブズマン結成総会（自由参加）

日 時： 8月30日（土）13時開場 13時半開演

場 所： 川崎中市小企業婦人会館 3階ミーティングホール
（東横線・JR武蔵小杉駅、横浜寄り東横出口直近）

内 容： 1）結成までの経過報告 4）活動方針と今後の活動（討議）
2）設立趣意・活動方針 5）まとめ・その他
3）会則・役員人事

★「かながわ市民オンブズマン」代表幹事会（代表幹事及び事務局員）

日 時： 9月2日（火）13時30分～15時30分

場 所： 関内大川法律事務所

★「かながわ市民オンブズマン」幹事会（役員・幹事）

日 時： 9月12日（金）18時30分～

場 所： 神奈川県民センター会議室

内 容： ・水道談合訴訟問題
・オンブズマン全国大会報告
・その他

★5号広報誌発行作業日（ボランティア手伝い歓迎）

日 時： 9月18日（木）13時～16時

場 所： 関内大川法律事務所

広報誌：「かながわ市民オンブズマン」 第4号（会員配布用）

事務局：横浜市中区相生町1丁目18番地 光南ビル6F

大川法律事務所内 ☎045-664-7825 発行責任者：森田明

編集・制作スタッフ：折井久彦／橋本光治／江口武正／奥田久仁夫

高橋由紀／保坂令子／村上英吾／門野圭司／佐藤勉／田中宏

※この広報誌は再生紙を使用しています。